

美瑛町地域福祉計画

《計画期間：平成29年度～平成33年度》



平成29年3月

目次

第1編 計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について P 1

第2章 地域福祉を取り巻く現状 P 4

第2編 地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標 P 10

第2章 地域福祉計画の重点施策と
推進に向けて P 17

第3章 人口等の推計 P 22

第3編 部門別計画

◎ 児童関係の計画 P 23

◎ 障がい者関係の計画 P 23

◎ 高齢者関係の計画 P 23

◎ その他関係する計画 P 23

資料編

・ 用語解説 P 24

第1編

計画策定に関する基本的事項

第1章 地域福祉計画について

1. 計画の策定の背景と目的

わが国の社会福祉は、先行きが不透明な経済状況や高齢化に伴う社会保障費※の増大等により大きな改革を迫られています。私たちが生活する地域社会も、個人の自由や、人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前で共有していた地域住民相互のつながりが薄れてきています。さらに、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり・閉じこもり※など個別課題についての多様化も見られます。

さらに、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等様々な社会問題が増加しており、社会的孤立への課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要となってきています。

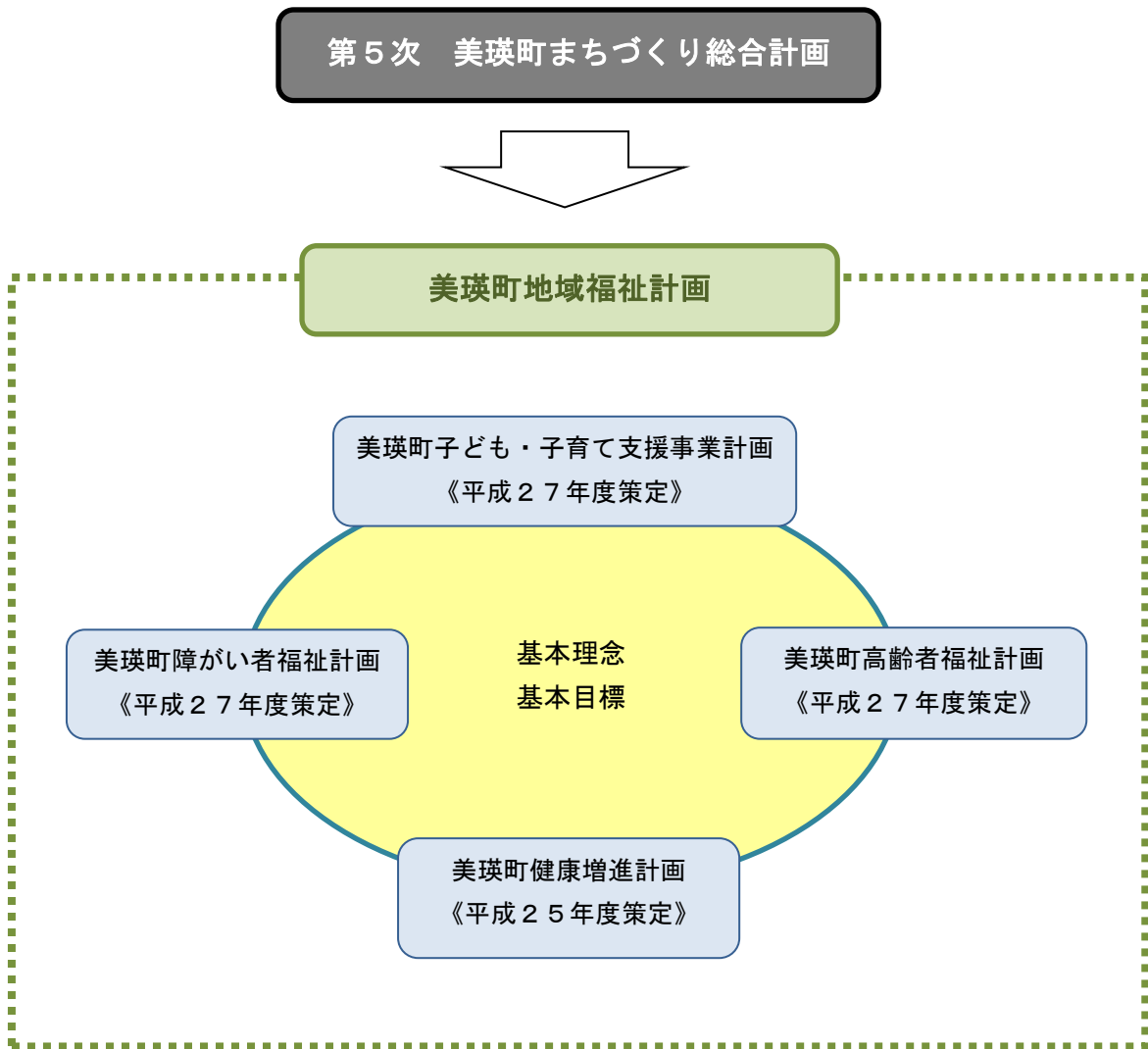
また、住民の健康意識については、子どもの頃からの食育※、特定健康診査※や介護予防※事業の推進等により増進が図られてきている一方で、がん・心疾患の死亡率の増加やメタボリックシンドローム※等の問題も生じてきています。健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えていくような仕組みの推進は、ますます重要となってきました。

また国では、生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法や、子ども・子育て関連3法の成立や介護保険法や災害対策基本法※の改正等、様々な福祉政策の見直しが進められています。

美瑛町では、先に述べた地域社会における課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、住民・行政が一緒になってめざすべき地域社会へ向けた施策を進めるとともに、美瑛町の最上位計画である『第5次美瑛町まちづくり総合計画』がめざす「豊かな自然と個性あふれる文化が輝く丘のまちびえい」の実現に向けて、ここに『美瑛町地域福祉計画』を策定し、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法※第107条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、美瑛町まちづくり総合計画を上位計画とし、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。



3. 計画の期間

本計画は、平成29～33年度を計画期間とする5か年計画です。

また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

	年度										
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
美瑛町地域福祉計画			第1次				第2次				
美瑛町子ども・子育て支援事業計画			第1次			第2次				第3次	
美瑛町障がい者福祉計画			第2次								第3次
美瑛町高齢者福祉計画			第6次	第7次			第8次		第9次		
美瑛町健康増進計画			第1次					第2次			
第5次美瑛町まちづくり総合計画	第4次	第5次									

4. 計画策定の経緯

計画策定にあたっては、町の諮問を受け審議を行う美瑛町健康と福祉のまちづくり会議において検討を積み重ねてきました。

美瑛町健康と福祉のまちづくり会議	第1回	平成28年12月20日	(議事) 計画素案の検討及び策定
	第2回	平成29年 3月17日	

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口等の動向

(1) 人口・世帯数

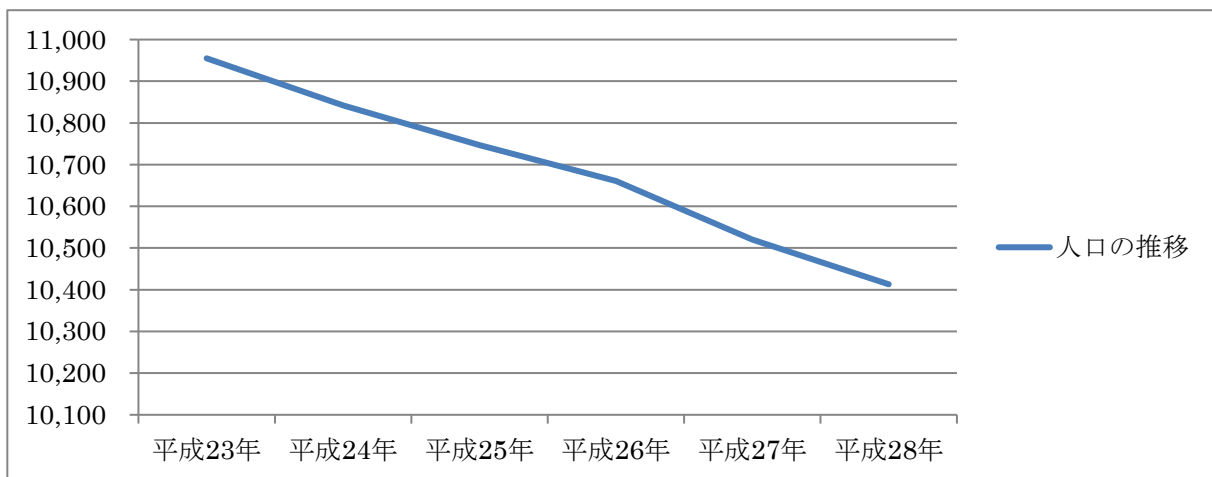
我が国は、長期の人口減少過程に入った状況で依然として少子・高齢化が進んでおり、今後、保健福祉分野に限らずさまざまな分野での影響が懸念されています。

本町においても、人口は減少傾向が続いております。世帯数は微増傾向ですが、1世帯当たりの人員数は減少傾向で核家族化の進行が見られます。

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口（人）	10,955	10,842	10,747	10,661	10,520	10,413
世帯数（世帯）	4,762	4,758	4,769	4,786	4,778	4,777
平均世帯人員（人）	2.30	2.28	2.25	2.23	2.20	2.18

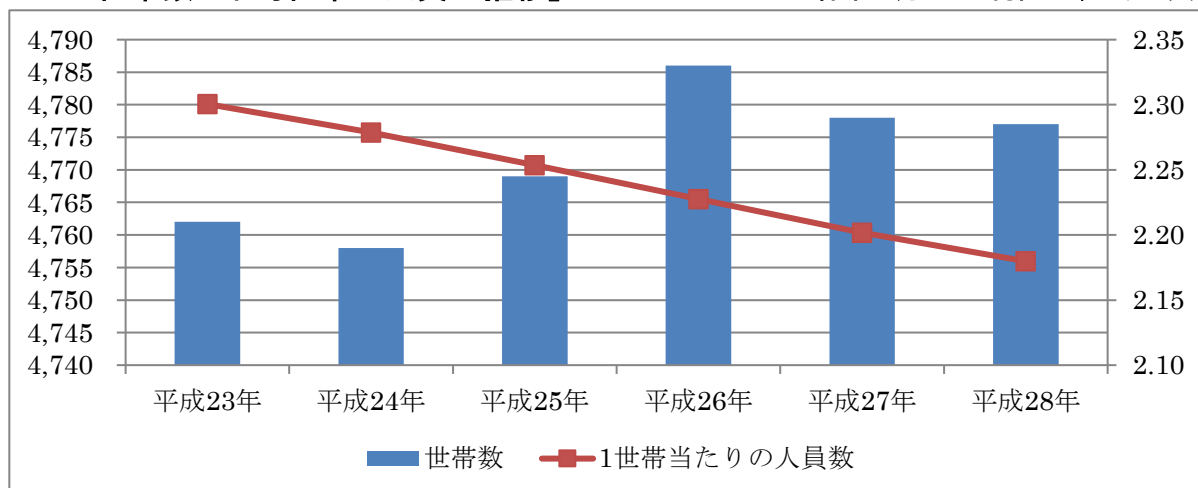
「人口の推移」

各年3月31日現在 住民基本台帳



「世帯数・平均世帯の人員の推移」

各年3月31日現在 住民基本台帳

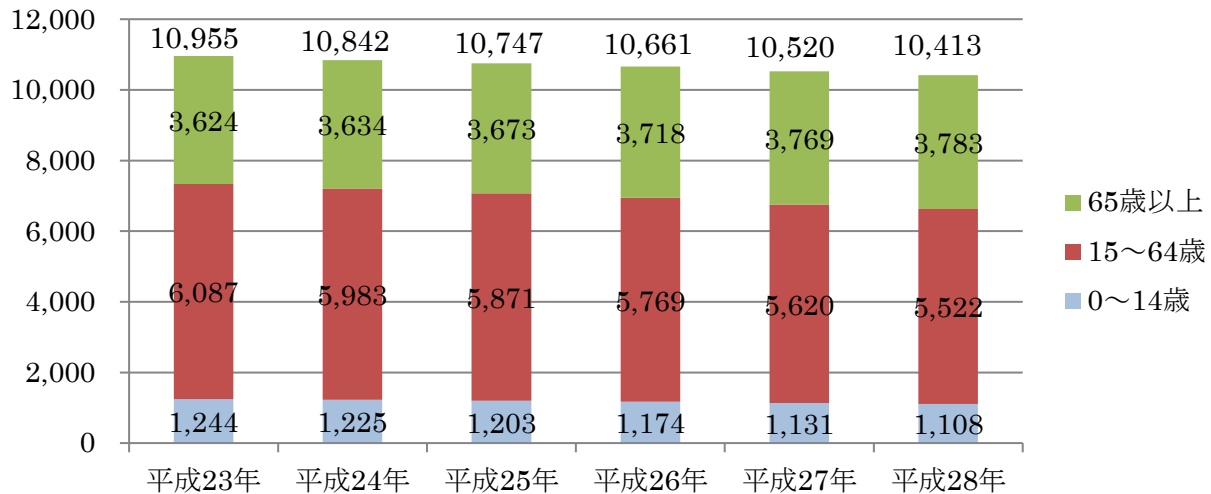


(2) 少子・高齢化

人口構造についてみると、0～14歳の年少人口が平成23年の1,224人から平成28年には1,108人に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口比率は同期間に3,624人から3,783人にまで増加しています。

「年齢区分ごとの人口の推移」

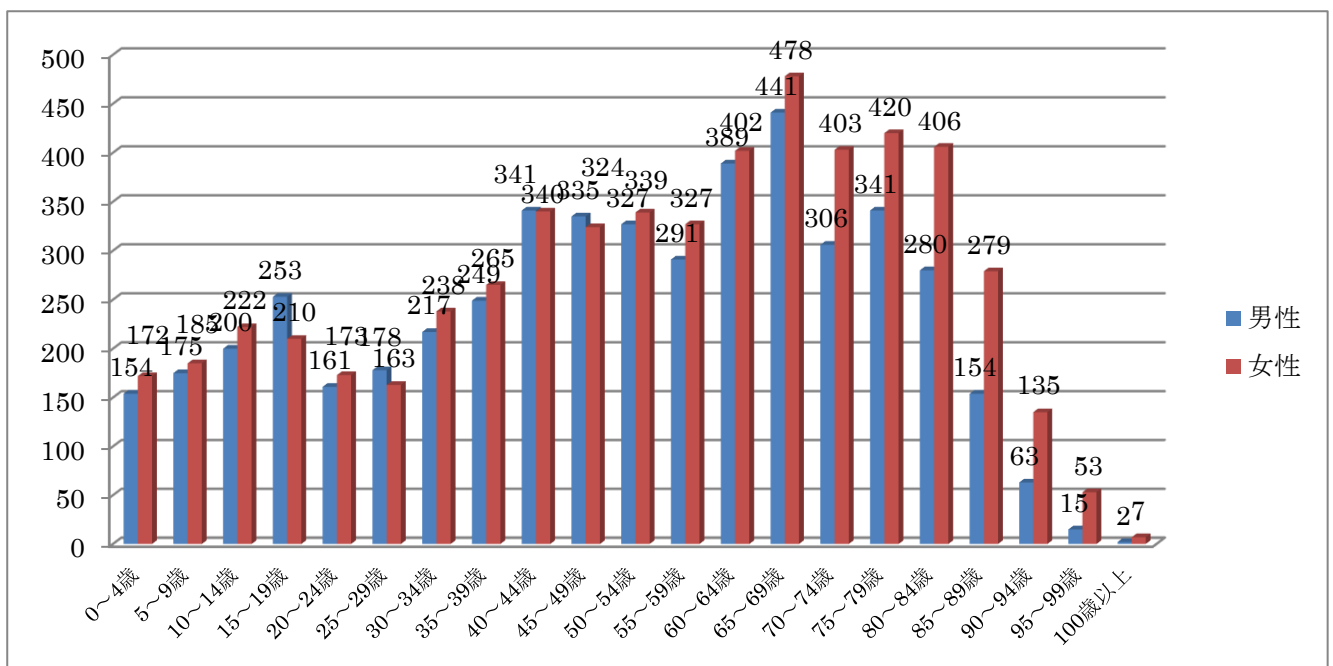
各年3月31日現在 住民基本台帳



性別5歳階級別人口構造をみると、いわゆる戦後のベビーブームの世代（団塊の世代）を含む60～64歳の集団は美瑛町においてもピークのひとつを形成しており、こうした世代が65歳以上になる今後の数年間は、高齢化がますます加速していくことが予測されます。

「性別5歳階級別人口構造」

平成28年3月31日現在 住民基本台帳



(3) 障がいのある人

各年4月1日現在

美瑛町の障がいのある方々（在宅の障害者手帳※所持者）の数は、平成28年で878人となっており、障がい種別では身体障がい者646人、知的障がい者177人、精神障がい者55人となっています。

なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障がい※、高次脳機能障がい※、難病のある方等、現行の障害認定基準では手帳取得要件を満たしにくい方もいます。

「障がい者数（在宅の障害者手帳所持者数）」

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
障がい者数	745	786	833	873	885	878
身体障がい者	562	596	640	670	668	646
知的障がい者	146	149	149	152	166	177
精神障がい者	37	41	44	51	51	55
年少人口	1,244	1,225	1,203	1,174	1,131	1,108
高齢者人口	3,624	3,634	3,673	3,718	3,769	3,783

(4) その他支援の対象となる人（生活困窮者※の状況）

美瑛町での生活保護の受給者の数は平成28年で3月末185人となっており、減少傾向にあります。

「生活保護の被保護世帯数・人数」

各年3月31日現在

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
世帯数	168	177	180	169	156	146
人数	243	244	244	223	202	185

2. 地域福祉関連施設の状況 美瑛町にある地域福祉関連施設について整理しました。

【児童福祉関連施設】

施設種別	施設名	所在地	定員
子ども支援センター※	子ども支援センター	東町3丁目1番2号	—
認可保育所※	どんぐり保育園	東町3丁目1番2号	130
へき地保育所	美田へき地保育所	字美田第2	30
	美馬牛へき地保育所	美馬牛北3丁目4番4号	30
	ルベシベへき地保育所	字瑠辺薬第2	30
	美沢へき地保育所	字美沢共立	30
	下宇莫別へき地保育所	字下宇莫別第3	30
	朗根内へき地保育所	字朗根内	30
幼稚園	青葉幼稚園	栄町3丁目2番14号	100
児童館	なかよし児童館	西町3丁目1番1号	—
放課後児童クラブ	なかよし児童館学童保育	西町3丁目1番1号	—
	東小学童保育	丸山2丁目8番15号	—

【障がい者福祉関連施設】

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
居宅介護事業所 (ホームヘルプ)	美瑛町ホームヘルプ サービスセンター	南町1丁目5番5号	美瑛町社会福祉 協議会	—
重度訪問介護事業所	美瑛町ホームヘルプ サービスセンター	南町1丁目5番5号	美瑛町社会福祉 協議会	—
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	アトリエ・トムテ	字美沢美生	社会福祉法人 ゴーシュの櫓	20
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	美瑛デイセンター すずらん	南町5丁目3番2号	社会福祉法人 新生会	20
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	美瑛デイセンター すずらん	南町5丁目3番2号	社会福祉法人 新生会	10
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援B型)	にこにこ・ファク トリー	栄町3丁目1番8号	NPO法人ウイ ングサポート	20
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援A型)	情熱ファクトリー	字美沢双葉	NPO法人ウイ ングサポート	10
障害福祉サービス事業所 (共同生活援助)	丘のガーデン	北町3丁目	NPO法人ウイ ングサポート	7
障害福祉サービス事業所 (就労移行支援)	ミルクファクトリ ー	字春日台4221番地	NPO法人ウイ ングサポート	6
児童発達支援事業所	美瑛町子ども支援 センター	東町3丁目	美瑛町	10
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	すきっぷ美瑛	寿町2丁目1番27号	特定非営利活動 法人げんき	各10

【高齢者福祉関連施設】

○介護サービス事業所

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
通所リハビリテーション（デイケア）	ほの香	東町3丁目1番1号	慈光会	30
訪問リハビリテーション	ほの香	東町3丁目1番1号	慈光会	—
訪問介護事業所	ホームヘルプ サービスセンター	南町1丁目5番5号	美瑛町社会福祉 協議会	—
訪問看護	訪問看護ステーション	南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター内	北海道総合在宅 ケア事業団	—

○入所施設

施設種別	施設名	所在地	運営主体	定員
介護老人福祉施設	慈光園	南町4丁目4番18号	慈光会	84
介護老人保健施設	ほの香	東町3丁目1番1号	慈光会	60

○地域密着型サービス

サービス種別	事業所名	所在地	運営主体	定員
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	燈	南町1丁目2番33号	慈光会	16
小規模通所介護 （デイサービス）	慈光園デイサービス センター	南町4丁目4番18号	慈光会	18名 /日
	輪	南町4丁目4番18号	慈光会	10名 /日
	あすか	栄町3丁目4番32号	美瑛町社会福祉 協議会	10名 /日
小規模多機能型居宅介護	虹	南町3丁目3番8号	慈光会	24
小規模多機能型居宅介護	七 彩	字朗根内	慈光会	18
小規模多機能型居宅介護	燈	南町1丁目2番33号	慈光会	25
小規模多機能型居宅介護	ひなた	美馬牛北1丁目2番9号	慈光会	24
小規模多機能型居宅介護	ほたる	字北瑛第1	慈光会	24
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	グループホーム「虹」	南町3丁目3番8号	慈光会	6
	グループホーム 「びえいの郷」	大町2丁目5番14号	（有）シルバーラン	18

○居宅介護支援事業所等

事業所種別		事業所名	所在地
要支援	介護予防支援事業所	美瑛町介護予防支援センター (美瑛町役場保健福祉課内)	本町4丁目6番1号
要介護1～5	居宅介護支援事業所	美瑛町ケアプラン相談センター (美瑛町福祉センター内)	南町1丁目5番5号
		美瑛慈光園居宅介護支援事業所 (特別養護老人ホーム美瑛慈光園内)	南町4丁目4番18号
		美瑛ケアプラン相談センター (美瑛訪問看護ステーション内)	南町1丁目2番43号
		シルバーハウス居宅介護支援事業所 (有料老人ホーム びえいの郷内)	大町2丁目5番28号

○その他

事業所種別	事業所名	所在地	定員
軽費老人ホーム	ケアハウスびえい	字大村大久保第1	50
有料老人ホーム (住宅型)	有料老人ホーム びえいの郷	大町2丁目5番28号	29

【生活困窮者自立支援関連相談窓口等】

施設名	運営主体	所在地
上川HOT(ほっと)かないセンター 北海道社会福祉協議会	上川総合振興局保健環境部社会福祉課	旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎内

第2編

地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。さまざまな個性、あり方をしている人同士が、お互いを認めあい、お互いの立場を尊重し理解しあっていくことが、地域における協働※の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、住民はこれまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とつながり、心豊かな生活を送りながら、さまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

近年の「無縁社会」という言葉にあるように、地域のつながりや家族・親族のつながり等が薄れている中、お互いにつながりあうためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、住民全体として、これまでの生活のあり方を見直し、お互いに連帯して支えあっていく意識づくりが必要となってきます。

さらに、生活困窮者の自立とともに、対象者の早期把握や見守りのためのネットワークづくりなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりが求められています。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

認めあい、つながりあい、支えあうまち 美瑛町

認めあい ～ 交流することにより、お互いに理解しあう。
それにより一人ひとりを尊重していくことができる。

つながりあい ～ お互いにつながりあっていくことにより、生きがい（人と人との交流や環境との共生）を持った暮らしや、相互の信頼関係が創られていく。

支えあう ～ お互いに支えあいながら、住み慣れた地域の中で生活していく。行政のみならず、住民、当事者が参加し、福祉の担い手となる。

2. 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

(基本目標1) みんなでつながり、参加する 美瑛町の福祉

(基本目標2) 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

(基本目標3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

(基本目標4) 福祉を推進していくためのまちづくり

3. 計画の体系

【基本理念】

認めあい、つながりあい、支えあうまち 美瑛町

(基本目標 1)

みんながつながり、参加する 美瑛町の福祉

- ・お互いを認めあう社会への推進
- ・個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備
- ・協働による地域福祉体制の推進

(基本目標 2)

相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

- ・相談体制の充実
- ・情報収集・提供体制の充実
- ・生活困窮者支援対策の推進

(基本目標 3)

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

- ・保健・福祉に対する意識の向上
- ・こころとからだの健康増進
- ・地域生活を支える福祉サービスの充実
- ・見守り体制の充実
- ・権利擁護体制の充実

(基本目標 4)

福祉を推進していくためのまちづくり

- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・地域における人材や事業所の育成と充実
- ・基盤的施設整備の多面的・有効的活用

(基本目標 1) みんなでつながり、参加する 美瑛町の福祉

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となってきます。お互いを認めあい、交流していくことで支えあいの考え方を広め、地域福祉の基盤をつくります。

施策の方向

お互いを認めあう社会への推進（重点施策P 17 参照）

- ・ 地域に暮らすすべての人がお互いを認めあい、ともに生きることができる社会づくりを進めていきます。
- ・ 地域での交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- ・ 各種イベントなどさまざまな機会を通じて、住民の福祉意識の啓発をめざしていきます。

個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備

- ・ 性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、お互いの存在を認めあい、互いに尊重しあえるような環境を整備していきます。
- ・ 豊かな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- ・ 障がい児教育の充実や就労支援体制の充実等に取り組んでいきます。

協働による地域福祉体制の推進（重点施策P 17 参照）

- ・ 住民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備を図っていきます。
- ・ 地域コミュニティの推進のため地域の実情や特性に合わせた展開を行っていきます。
- ・ 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、いっそうの強化に努めていきます。

（基本目標 2）相談しやすいしくみづくりと、わかりやすい情報提供

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」といった相談しやすい仕組みづくりや、情報提供体制の充実がますます重要となってきます。

あわせて、行政の枠組みにとらわれない事業チェック体制や苦情相談窓口の必要性も高まってきています。

施策の方向

相談体制の充実（重点施策 P 17 参照）

- ・ 地域の相談体制について、相談を必要とする方に対してきめ細やかな対応ができるよう充実、強化を図っていきます。
- ・ 福祉、子育て、介護、保健、医療の各種相談支援について、それぞれの連携や専門相談の活用など、相談体制の充実に努めていきます。
- ・ 外国語による相談、情報提供への取り組みを進めていきます。

情報収集・提供体制の充実

- ・ 必要な方に必要な情報の提供ができるよう、広報記事の効果的な掲載方法の検討や、多様な媒体（冊子、ホームページ等）による情報提供の充実など、既存広報媒体の最適活用をめざしていきます。

生活困窮者支援対策の推進（重点施策 P 18 参照）

- ・ 生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、自立相談支援機関である上川HOT（ほっと）かないセンター及びハローワークとの緊密な連携体制を構築します。また、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、近隣住民等による見守り活動等と連携して把握していきます。
- ・ 生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の充実に努めていきます。

(基本目標 3) 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めるとともに、地域生活を支える福祉サービスの充実や、安心した地域生活を送るための見守り活動や権利擁護※体制の充実を図ります。

施策の方向

保健・福祉に対する意識の向上

- ・食育の普及、促進により、バランスのとれたよい食生活を送ることで、生活習慣病※を予防することや、子どもの頃からの正しい食習慣の定着を支援していきます。
- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう介護予防※事業を推進し、住民の意識啓発を図っていきます。

こころとからだの健康増進

- ・住民の主体的な健康づくりへの取組をベースに、特定健康診査※の実施など、生活習慣病の観点から、専門的な指導・支援を行っていきます。
- ・保健、医療、福祉について、関係機関間の連携を強化していきます。
- ・身近な地域で健康相談や診療が受けられるようかかりつけ医※、歯科医※、薬局の普及・定着を促進していきます。

地域生活を支える福祉サービスの充実

- ・高齢者や障がいのある方の地域生活を支えるサービスの充実や、自立を促す支援体制の整備を進めていきます。
- ・「子ども支援センター※」、「親子遊びのひろば※」など、地域における子育て支援サービスの充実を図っていきます。

見守り体制の充実（重点施策 P 18 参照）

- ・地域での見守り体制を支えている民生委員・児童委員※、社会福祉協議会福祉推進委員等の活動を支援していきます。
- ・「地域包括支援センター※」と関係団体の連携を強化し、地域における高齢者や障がいのある方の見守りと自立支援のネットワークの構築をめざしていきます。
- ・子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。

権利擁護体制の充実（重点施策 P 18 参照）

- ・認知症高齢者、障がいのある方、児童等の権利擁護の充実を図るため、支援体制の推進を図っていきます。
- ・必要な方へ円滑な支援が行われるよう、関係機関との多職種連携を進めていきます。

(基本目標4) 福祉を推進していくためのまちづくり

「人にやさしいまち」の整備をソフト、ハードの両面から推進するとともに、地域の人材育成等を行うことで地域福祉の推進を図ります。

また、地域における世代間交流や高齢者や障がいのある方といった枠にとられない交流をいっそう促進していくようなしくみづくりや居場所づくりについても検討を進めます。

施策の方向

安心・安全なまちづくりの推進（重点施策P19参照）

- ・地域のつながりを強めることで、要配慮者に平常時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の充実を進めていきます。
- ・日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進していきます。
- ・その他、『美瑛町地域防災計画』等に沿って、要援護者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。
- ・安全安心なまちづくりに向けて、地域住民同士が互いに支え合うことができる地域社会づくりに努めます。

地域における人材や事業所の育成と充実

- ・介護サービス事業者や福祉施設に対して、事業者同士の連携体制の構築を担う体制づくりを進めるなど、サービスの質の向上のための体制づくりを進めていきます。
- ・地域福祉の向上のために活動する民間団体へ、協働の原則に基づきながら、活動内容を充実していく支援を図ります。
- ・地域における福祉人材育成や人的資源の活用のため、高齢者団体等の知識・経験等を活かすしくみづくりや、自主グループへの支援体制のあり方を検討していきます。
- ・福祉に携わる専門職の育成や活躍の場の確保に努めていきます。

基盤的施設整備の多面的・有効的活用

- ・地域に根付いた施設としてその利用促進を図ることや、豊かな地域生活を送れるように地域における施設の整備や有効活用について検討していきます。
- ・気軽に立ち寄り、年代や障がいの有無にかかわらずさまざまな人と交流できるよう、地域における活動の場や交流の場の確保について検討していきます。
- ・誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、バリアフリー※化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン※によるまちづくりを推進していきます。

第2章 地域福祉計画の重点施策と推進に向けて

1. 計画の重点施策

■ 生活圏域としての福祉エリア区分の考え方

子ども子育て支援事業計画及び高齢者福祉計画においてそれぞれ設定しています。

生活圏域としての福祉エリア区分は、それぞれの世代（子ども、子育て世代、高齢者）による生活・活動範囲の違いや、関係施設や幹線道路、鉄道等の地域資源の状況といった地域特性を考慮します。エリアについては地域福祉の推進を円滑に行うための考え方の一つであり、今後その実情や特性に応じ柔軟に展開していきます。

また、情報の集約・発信としてイベント等を取りまとめ、ホームページで発信する等、行政や地域のそれぞれの活動が連携できるようなしくみの検討を行います。

■ 住民・地域団体・行政の地域福祉における協働のあり方

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、住民や地域団体、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場に立った地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、住民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化や、そのためのしくみづくりを検討していきます。

また、高齢者の方々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った方が数多くいらっしゃいます。これらの世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。これらの協働体制を進めていくために、行政としてもこれまでの組織の枠組みにとらわれない横断的な取組を行っていきます。

■ 相談体制等の整備

来庁された方に適切なサービスを実施していくため、「福祉総合相談窓口」および「ワンストップサービス」について検討していきます。近年の相談内容の多様化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が求められています。

これらのことから、住民の利便性をより向上させ、相談される方が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容により包括的に対応していくための検討を行っていきます。相談者を必要とする窓口へ適切につなげるためのしくみの導入や所管ごとで行うサービスや情報の共有化、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題についても研究を進めていきます。

また、美瑛町庁舎での申請手続き等を一つの窓口で一元的に対応できるようにする「ワンストップサービス」については、その機能の整理や実現の可能性についての調査・研究をしていきます。

■ 生活困窮者支援対策の推進

経済情勢等を起因とする生活保護に至る前の生活困窮者への支援が急務となっています。

生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、把握に必要な情報を得るため自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関とのネットワークを構築します。

また、生活困窮者を支援する過程において、対象者の把握や見守りのためのネットワークづくりなどを通じた、「地域づくり」（地域住民の理解促進や就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等）を進めていきます。

■ 地域における見守り体制の充実

道内では、核家族化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、福祉的な支援が必要にもかかわらず、地域から孤立した状態で亡くなる「孤立死」の事案が発生しており、高齢者や障がいのある方などへの見守り体制の充実が求められています。

美瑛町においては、「孤立死」といった痛ましい事案の発生を未然に防ぎ、地域において孤立することなく、安全で安心して生活を送ることができるようにするため、庁内関係課の連携を強化するほか、美瑛町社会福祉協議会などの関係機関、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会との要援護者情報の共有、上川総合振興局や近隣市町村との連携など、地域における見守り体制づくりを推進していきます。

なお、体制づくりの推進に当たっては、後述（P 19）の「災害時等の支援体制」と調和を図りながら推進していきます。

■ 総合的な権利擁護体制の推進

認知症高齢者や知的障がい及び精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々が地域において安心して生活を送るためには、日常生活自立支援事業※や成年後見制度※をはじめとする権利擁護に係る支援が必要となります。

しかしながら、現状では制度等の認知が十分とはいえない状況や成年後見制度においては、親族がおらず申し立てができない、費用負担が難しいなどの理由から制度利用が進んでいないといった状況となっており、今後、認知症高齢者の増加や知的障がい及び精神障がいのある方の地域生活移行の進展が見込まれる中、これらの方々を支援するための権利擁護体制の充実が重要な課題となってきます。

こうしたことから、権利擁護に関する制度等の積極的な周知をはじめ、市民後見人登録の促進、美瑛町社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、地域において権利擁護に関する制度等が総合的に提供される体制の構築に向けて検討を進めていきます。

また、児童虐待などの権利侵害行為から児童を護るため、未然防止、早期発見、早期対応に向けた児童相談所をはじめとした関係機関とのネットワークの強化を推進します。

■ 災害時等の支援体制

『美瑛町地域防災計画』に基づき「避難行動要支援者支援計画」を作成し、災害時等の支援を推進していきます。これは日頃から地域での見守りや、災害発生時に一定の支援が必要な方（以下、「避難行動要支援者」といいます。）への基本的な支援方法や考え方等をまとめたものです。同計画では、要配慮者情報の整備から社会福祉施設の対策等幅広く定められていますが、その中で避難行動要支援者情報の整備について、以下に概略を示します。

「避難行動要支援者名簿」の整備

美瑛町では避難行動要支援者情報について、次の方式で整備し活用してきます。

1. 避難行動要支援者名簿

地域防災計画抜粋

美瑛町が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する名簿です。美瑛町個人情報保護条例を順守し、適正に管理します。名簿への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため、申請は必要ありません。

名簿に掲載する者の範囲

- ・ 高齢者（要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等）
- ・ 身体障がい者（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由者等）
- ・ 常時特別な医療を必要とする在宅療養者
- ・ 乳幼児・児童
- ・ 上記に準じる状態にある者で、特に災害時の支援が必要と認められる者

2. 計画の推進に向けて

(1) 住民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、平成28年度からスタートした『第5次美瑛町まちづくり総合計画』での「ともに支え合うまちづくり」の基本構想に基づき、住民、事業者、社会福祉協議会、行政など地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

①住民の役割

地域福祉活動は、住民自治の基本となるものであり、住民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について、いずれは自分にも関わる問題として捉え、日常的に隣近所と交流し、地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められています。

民生委員・児童委員や町内会は、「地域」を単位としながら、住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、地域福祉活動の担い手としての活動が更に期待されています。

ボランティアやNPOは、「課題分野」を切り口としながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉ニーズに対応することが期待されています。

②事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業サービス内容の情報提供と公開、住民の生活課題に対応した新しいサービスの創出が求められています。

また、地域の一員として、社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが期待されています。

③社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、事業やサービスを行います。

計画を推進する上で、具体的な事業活動を通じて、地域福祉への住民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役、更には、住民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

④行政の役割

地域福祉の充実に向けて、地域とのネットワークを活用しながら、地域の実態を把握し、福祉施策を効率的に推進するとともに、地域の福祉活動を促進するための情報提供や、地域の担い手の連携・協働の場づくり、地域の担い手や支援者の掘り起こしなどに努め、地域の特性や地域が抱える課題に対応した地域福祉活動への支援を推進します。

庁内体制として、保健福祉課内のみならず、住宅、環境、雇用、教育、都市政策など幅広い分野の連携が必要です。

そのため、関係する課が密接に連携し、住民への多様なサービスを提供する体制を構築し庁内が一体となって施策を推進します。

(2) 計画の検証

計画の検証については、計画に関連する事業の進捗状況を把握するなど、住民の意識や活動実態の把握に努めるとともに、今後、検証方法についても検討し、施策の推進に反映させていきます。

第3章 人口等の推計

第5次美瑛町まちづくり総合計画の計画期間の平成28年度から同37年度までの人口等について、下記のように推計します。

単位：人（「高齢化率」を除く）

区分	平成28年度	平成32年度	平成37年度
総人口	10,413	9,811	9,309
年少人口(0～14歳)	1,108	968	944
高齢者人口(65歳以上)	3,783	3,847	3,680
高齢化率(%)	36.3	39.2	39.5
要介護・要支援認定者数	875	1,032	1,055
身体障害者手帳所持者数	646	609	578
療育手帳所持者数	177	155	151
精神障害者保健福祉手帳所持者数	55	52	49

- ※1 人口と要介護・要支援認定者数、各手帳所持者数等は3月31日現在の数値です。
- ※2 人口は、「第5次 美瑛町まちづくり総合計画」策定時の人口推計の方法を基に算出しています。
- ※3 各手帳所持者数等は、種別ごとの平成28年度から同37年度までの変動率を基に、総人口の推計値も勘案して算出しています。

第 3 編
部門別計画

児童、障がいのある方、高齢者など対象別の具体的な取組や介護保険、地域保健など関連する具体的な施策等については、別添の部門別計画を参照願います。

【部門別計画】

計画名称	根拠法
美瑛町子ども・子育て支援事業計画（児童関係）	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
美瑛町障がい者福祉計画（障がい者関係）	障害者基本法（昭和45年法律第84号）
美瑛町高齢者福祉計画（高齢者関係）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）
美瑛町健康増進計画（健康増進）	健康日本21（第2次）・健康増進法（平成14年法律第103号）

資料編

用語解説

あ行

親子遊びのひろば（15p）

0～3歳を中心とした孤立しがちな子育て家庭等の支援を行うため、保育所や児童館等を利用して、集いの場（たまり場）を提供しながら子育て相談や子育てに関する講座の実施、子育てサークルの支援など、身近な子育て家庭の支援を行います。

か行

介護保険法（1p）

平成9年に制定され、平成12年4月1日より施行された法律です。社会保険方式により、介護が必要になった方に介護サービスに関する給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した介護保険制度について定めたものです。

介護予防（1p・15p）

介護が必要な状態にならないように、また、介護を受けている（要支援・要介護）状態を悪化させることなく、いつまでも元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。

かかりつけ医（15p）

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときはいつでも診察してくれる身近な開業医であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的治療について主治医としての役割を果たすものです。保健・医療・福祉の機能連携による在宅ケアサービスにおいて「かかりつけ医」は、必要不可欠な存在になっています。

かかりつけ歯科医（15p）

患者の心身の特性やニーズを踏まえて歯・あご・口の疾患の治療を行うとともに、全身状態や精神面をも考慮し、計画的に予防を含め、医学的な管理や療養上の支援を行う地域に密着した身近な歯科医です。かかりつけ歯科医には専門医療機関との機能分担及び他の診療所や病院との連携も求められています。

協働（10p）

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することをいいます。

権利擁護（15 p）

意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

高次脳機能障害（6 p）

病気や事故などの様々な原因で脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障がいがおきた状態をいいます。

子ども支援センター（7 p・15 p）

主に家庭で育児をしている就学前の乳幼児とその保護者のための子育て支援施設。親子がいつでも気軽に訪れ、ゆったりとした雰囲気の中ですごせる空間とするため、地域での子育て支援活動を行うスペースや、広い遊び場スペース等を備え、子育て支援に関する様々なイベントや講座を行うとともに、地域で子育て支援を担える人材の育成や親子と子育て関連各機関・団体等地域とのコーディネートを行うことによって、地域の子育て力を向上させ、子育てしやすいまちづくりを目指します。

さ行

災害対策基本法の改正（1 p）

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律を制定しました。

改正の概要のひとつとして、住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、避難行動要支援者名簿の作成が規定されています。

社会福祉法（2 p）

昭和26年（1951年）に「社会福祉事業法」として制定され、平成12年（2000年）大幅改正、名称も「社会福祉法」と改められた、社会福祉サービスに関する共通的基本事項（社会福祉の目的、理念、原則、事業の定義等）を定めた法律。平成12年（2000年）の改正で、サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るための条文が盛り込まれ、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定することが規定されました。

社会保障費（1 p）

国や地方自治体が、社会保険・公衆衛生などの「社会保障」の分野に支出する費用のこと。

手話通訳者（14 p）

聴覚、音声・言語機能に障害のある人に手話や要約筆記などのコミュニケーション支援を行います。

障害者総合支援法（1 p）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして制定された法律です。（平成25年4月1日施行（一部：平成26年4月1日施行））

障害者手帳（6 p）

心身に障がいのある人が福祉サービスを受ける際等に必要となる手帳。障がいの内容により身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、また、それぞれに障がいの程度に応じた等級があります。

食育（1 p）

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等を図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みを指します。

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

生活習慣病（15 p）

以前は、加齢に伴う身体の変化という概念で「成人病」ということばが使われていましたが、それに代わり、予防医学の推進の意味を込めて「生活習慣病」ということばを厚生省（厚生労働省）が提唱しました。食習慣、喫煙、運動の生活習慣がその発症や進行に大きく関与する病気のこと、主なものはがん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などです。

生活困窮者（6 p）

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

成年後見制度（18 p）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「補助」「補助」から成る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

た行

地域包括支援センター（15 p）

平成18年4月の介護保険制度の改正に伴い創設された機関で、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるように、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点となります。専門職（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）が配置され、高齢者への総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への対応など、地域における高齢者への総合的な支援を行います。

特定健康診査（1 p・15 p）

平成20年度から国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者が、生活習慣病予防対策の一環として40歳から74歳の加入者を対象として実施している、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

な行

日常生活自立支援事業（18 p）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。

認可保育所（7 p）

広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた最低基準をクリアして認可された保育所のこと。国や自治体から運営費が大幅に補助されており、園庭や調理設備が整っています。

は行

発達障がい（6 p）

幼児期・児童期・青年期に初めて診断され、様々な領域において機能上の制限のある障害の総称で、知的障害、広汎性発達障害（自閉症）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがある。

バリアフリー（16 p）

高齢者や障がい者の自立と社会参加の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

ひきこもり・閉じこもり（1 p）

一日の生活の行動範囲が、家の中や家の周囲などに限られ、非常に狭くなっている状態。特に全国で250万人とも500万人とも言われる高齢者の閉じこもりは、寝たきりや（ひとり暮らし高齢者の）自殺に繋がりがやすいことなどから、社会問題となっている。

また、若年者層の引きこもりについても問題となっています。

ま行

民生委員・児童委員（15 p）

厚生労働大臣から委嘱され、地域における身近な相談相手として地域住民の福祉向上のために活動しています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員がいます。

メタボリックシンドローム（1 p）

「内臓脂肪型肥満」を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

や行

ユニバーサルデザイン（16 p）

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもののことをいいます。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことをいいます。